

# 家畜保健衛生所機能強化事業について

畜産安全課 総務・畜産企画担当

# 家畜保健衛生所(家保)について

## ★家保とは(家畜保健衛生所法第1条)

地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資するため各都道府県に設置される

## ★家保の事務(家畜保健衛生所法第3条)

- ①家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事務
- ②家畜の伝染病の予防に関する事務
- ③家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事務
- ④家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務
- ⑤寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関する事務
- ⑥地方的特殊疾病の調査に関する事務
- ⑦その他地方における家畜衛生の向上に関する事務

## ★施設の基準(家畜保健衛生所政令)

- ①家畜の伝染病の予防に関する事務を迅速かつ的確に行うために必要な専用の検査室及び専用の病理解剖室を有するものであること
- ②光学顕微鏡(細菌の形態を識別することができるものに限る。)、遠心分離機その他家畜の伝染病の予防に関する事務を迅速かつ的確に行うために必要なものとして農林水産大臣が定める設備及び器具並びに家畜の死体その他の汚物の処理のための焼却施設を有するものであること
- ③家畜の保健衛生上必要な試験及び検査の信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める措置がとられるものであること
- ④所長は、獣医師であって、家畜保健衛生所の事務に関し相当の経験を有するものであること
- ⑤所長のほか、獣医師である常勤の職員を置くものであること

※埼玉県は3か所の家保を設置している(中央・川越・熊谷)

# 家畜保健衛生所の再編について(概要)

## 家保の現状と課題

### 1 家畜衛生を取り巻く情勢の変化

- ・正確かつ迅速な診断ができる体制の強化
- ・発生時の危機管理拠点としての役割

### 2 施設・設備の老朽化

- ・バイオセキュリティの確保が困難

### 3 中央家保の施設の分散

- ・さいたま市と熊谷市(ストックポイント(SP))に分散し、業務が非効率

### 4 周辺の宅地化

- ・焼却炉の使用が制限される

### 5 畜産農家の分布の変化

- ・家畜の8割が県北地域に集中

## 家保再編に係る基本方針

### 1 家保の配置

- ・県北地域に基幹家保を新設(病性鑑定部門、SPの移設)

### 2 バイオセキュリティを確保した施設・設備の整備

- ・BSL3検査室の整備
- ・車両消毒施設の設置、車両動線の区分

### 3 周辺環境に配慮した焼却炉等の整備

- ・焼却施設は、防塵、脱臭機能を備える
- ・解剖室は、閉鎖型で空調設備を完備し、安全性を確保

### 4 川越家保の改修

- ・継続運用する家保の改修

# 再編後の家保について①

## 1 各家保の管轄区域

現 行

家保名	所在地	管轄市町村	管轄区域
① 中央 (SP)	さいたま市北区别所 熊谷市須賀広	26市町 (全市町村)	北足立郡市・南埼玉郡市・ 北葛飾郡市 県全域
② 川越	川越市石田	21市町	入間郡市・比企郡市
③ 熊谷	熊谷市円光	16市町村	秩父郡市・児玉郡市・大里 郡市・北埼玉郡市

再 編 後 ( 案 )

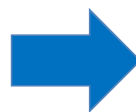
家保名	所在地	管轄市町村	管轄区域
① 新家畜	熊谷市久保島	16市町村	秩父郡市・児玉郡市・大里 郡市・北埼玉郡市
② 川越	川越市石田	47市町	北足立郡市・南埼玉郡市・ 北葛飾郡市 入間郡市・比企郡市



## 再編後の家保について②

現 行  
各家保管轄地域の家畜飼養頭羽数  
(令和5年4月1日現在、小規模飼養者を含む)

家保名	飼養頭数(戸数)				
	乳牛	肉牛	豚	採卵鶏	合計
中 央	925頭	488頭	3,983頭	71,186羽	76,582
	(22戸)	(8戸)	(71戸)	(122戸)	(223戸)
川 越	1,128頭	1,854頭	11,314頭	838,538羽	852,834
	(27戸)	(18戸)	(50戸)	(139戸)	(234戸)
熊 谷	5,305頭	14,712頭	68,299頭	3,803,504羽	3,891,820
	(88戸)	(94戸)	(51戸)	(105戸)	(418戸)



再 編 後 ( 案 )

家保名	飼養頭数(戸数)				
	乳牛	肉牛	豚	採卵鶏	合計
新家保	5,305頭	14,712頭	68,299頭	3,803,504羽	3,891,820
	(88戸)	(94戸)	(51戸)	(105戸)	(418戸)
川 越	2,053頭	2,342頭	15,297頭	909,724羽	929,416
	(49戸)	(26戸)	(121戸)	(261戸)	(457戸)



- ・ 畜産農家が集中する県北地域に家保を新設し、中央家保から病性鑑定施設を移設することで、家畜伝染病の診断の迅速化が図られ、まん延防止対策の早期実施が可能となる。
- ・ 熊谷市内にあるBSE検査牛処理施設、川越家保で対応している野生いのしし豚熱検査施設をそれぞれ新家保に集約することで、業務の効率化を図られる。
- ・ 新家保の敷地内に防疫資材倉庫を整備し、特定家畜伝染病発生時の初動対応に備える。

# 新家保の位置について

## 【再編計画】

- ・3家保+SP ⇒ 2家保(新家保+川越家保)
- ・病性鑑定部門とSPは、新家保に移管
- ・川越家保は耐震・改修工事を実施

## 【新家保建築予定地】

- ・熊谷市久保島  
(農業技術研究センター旧水田農業研究所地内)
- ・敷地面積 : 11,553.51m<sup>2</sup>



# 家保再編までのスケジュール

【R2年度】

再編方針の決定

2家保に再編(新家保+川越)

【R3年度】

建設予定地の決定

熊谷市久保島(旧水田研敷地内)

【R4年度】

【新家保 施設整備事業】

基本計画  
(R4.7月)

用地測量・設計

建築基本設計

【R5年度】

基盤整備  
造成工事

建築実施設計

【R6年度】

倉庫設計

【R7年度】

建築工事

倉庫工事

【R8年度】

備品整備・引越

【川越家保 施設改修事業】

耐震診断

耐震・改修工事設計

耐震・改修工事



イメージ図